

貯金保険機構中期業務目標 (平成28～30年度)

施行 平成28年4月1日

1. 貯金保険制度と貯金保険機構の使命

- (1) 貯金保険制度は、農水産業協同組合（以下「組合」という。）が、貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合に関し、合併等に対する資金援助、管理人による管理、金融危機に対応するための措置等を行う制度である。
- (2) 貯金保険機構は、同制度の運営主体として、農水産業協同組合貯金保険法（以下「貯金保険法」という。）に基づき昭和48年9月に設立された認可法人であり、「貯金者等の保護及び経営困難組合に係る資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資する。」という貯金保険法の目的を達成するため、同制度を適切に運用すること等を使命としている。
- (3) また、当分の間、東日本大震災への対応として、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）に基づく震災特例組合の優先出資の取得等及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（以下「事業者再生支援機構法」という。）に基づく株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「事業者再生支援機構」という。）への出資等の適切な措置を講ずることにより信用秩序の維持に資することとしている。

2. 貯金保険機構を取り巻く環境と当面の課題等

- (1) 貯金保険制度の対象となる組合は、一般の金融機関と異なり信用事業以外に経済、共済事業等も兼業する総合事業体であること、近年の合併等の進展により組合規模が拡大していること等から破綻処理の困難さが増大している。加えて、平成28年4月から農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が施行され、農協においては農業所得の向上に向けた各種の改革等に取り組みされることとなっており、これらの動向や金融経済情勢等の組合を取り巻く環境に注視する必要がある。

- (2) このような状況の下、当機構は、系統金融システムにおける公的セーフティネットとして、貯金者等の保護を図るため、民事再生法等を活用するとともに、貯金保険法等の改正や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）に基づくマイナンバーの利用開始を踏まえたより適切な破綻処理スキームを確立していく必要がある。また、万一、組合の破綻が発生した場合の管理人業務を適切に実施するための態勢整備及び貯金者データ整備の改善等に努めるとともに、保有する情報のセキュリティの強化を図っていく必要がある。
- (3) なお、当機構は定員が20名弱の小規模組織であり、組合破綻時の管理人業務を遂行するに当たっては、系統機関等からの応援要員の確保が前提になっていること等から、破綻処理を迅速かつ的確に行うためには、システム対応、立入検査等の更なる充実・強化に加え、系統機関等の職員を含めた事務処理能力の向上や、系統機関や行政との緊密な連携が極めて重要な課題となっている。
- (4) また、近年、組合の破綻事例は発生していないものの、当機構の使命である、貯金者等の保護や経営困難組合にかかる資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資するという公的セーフティネットとしての役割を果たしていくため、他国の例を含めた調査・研究等を行う必要がある。
- (5) 更に、東日本大震災による影響への対応を引き続き行う必要がある。

3. 中期業務目標（平成28～30年度）

貯金保険機構は、上記の課題等を踏まえた中期的な業務指針として、以下のとおり、平成28～30年度における「中期業務目標」を定めるものとする。

なお、当該目標期間中に変更すべき事情等が生じた場合には、随時見直しを行うものとする。

- ① 貯金保険法等の改正を踏まえ、より適切な破綻処理スキームの確立と系統機関との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化に努めるとともに、農協改革の動向等を注視する。
- ② 迅速かつ的確な破綻処理に資するため、マイナンバー法等への対応を含めた基幹システムの充実・強化を図るとともに、情報セキュリティの強化に努める。

- ③ 貯金等に関するデータ整備の拡充を図るため、組合における手順書等の整備を推進するとともに、「貯金者データ検証事業」と「立入検査」を連携して実施する。
- ④ 組合の破綻時における事務処理能力の向上を図るため、当機構職員のみならず、系統機関職員等の管理人団候補者に対する研修・説明会を実施するとともに、システム処理のシミュレーションテストを含めた実地訓練等の充実に努める。
- ⑤ 貯金保険制度の検討に資するため、海外の諸制度を含めた調査・研究等を行う。
- ⑥ 貯金保険制度及び貯金保険機構の業務に関する広報に努める。
- ⑦ 責任準備金見合資産の安全かつ効率的な運用・管理に努める。
- ⑧ 東日本大震災に関する再編強化法の特例措置に係る機構の業務に関して、指定支援法人、関係当局等の間で適切に対応する。
- ⑨ 東日本大震災に関する事業者再生支援機構法に係る機構の特例業務に関して、事業者再生支援機構、関係当局等の間で適切に対応する。

4. 各年度における業務運営方針

貯金保険機構は、上記の「中期業務目標」及び前年度までの業務実績等を踏まえ、毎年、当該年度の「業務運営方針」を策定するものとする。